

「生命（いのち）の安全教育」について



2026年7月14日

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 子供（児童）をめぐる性犯罪・性暴力の現状
2. 「生命（いのち）の安全教育」の概要
3. 普及展開事業について

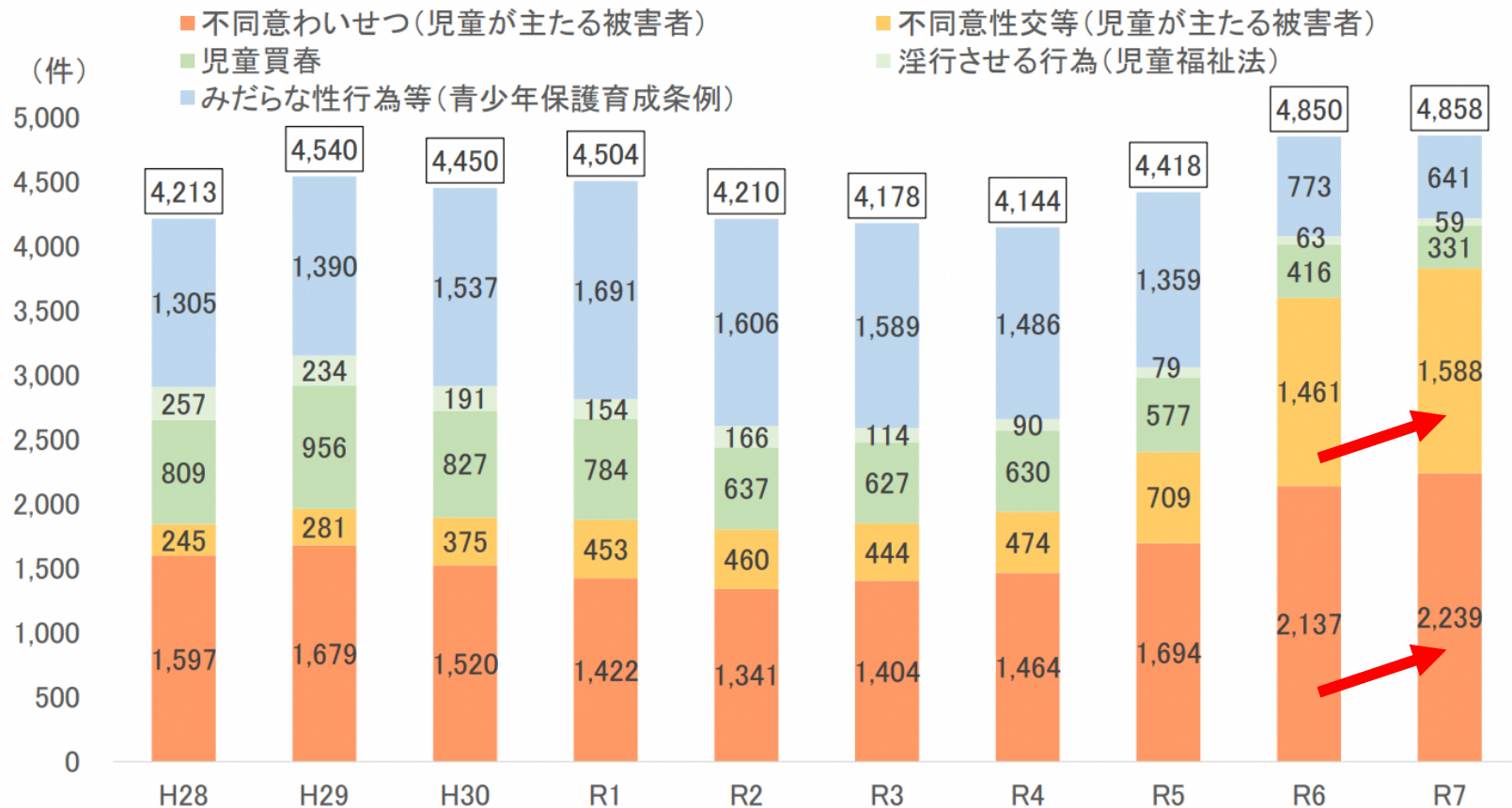


目次

1. 子供（児童）をめぐる性犯罪・性暴力の現状
2. 「生命（いのち）の安全教育」の概要
3. 普及展開事業について



2-1.【児童買春事犯等】 検挙件数の推移



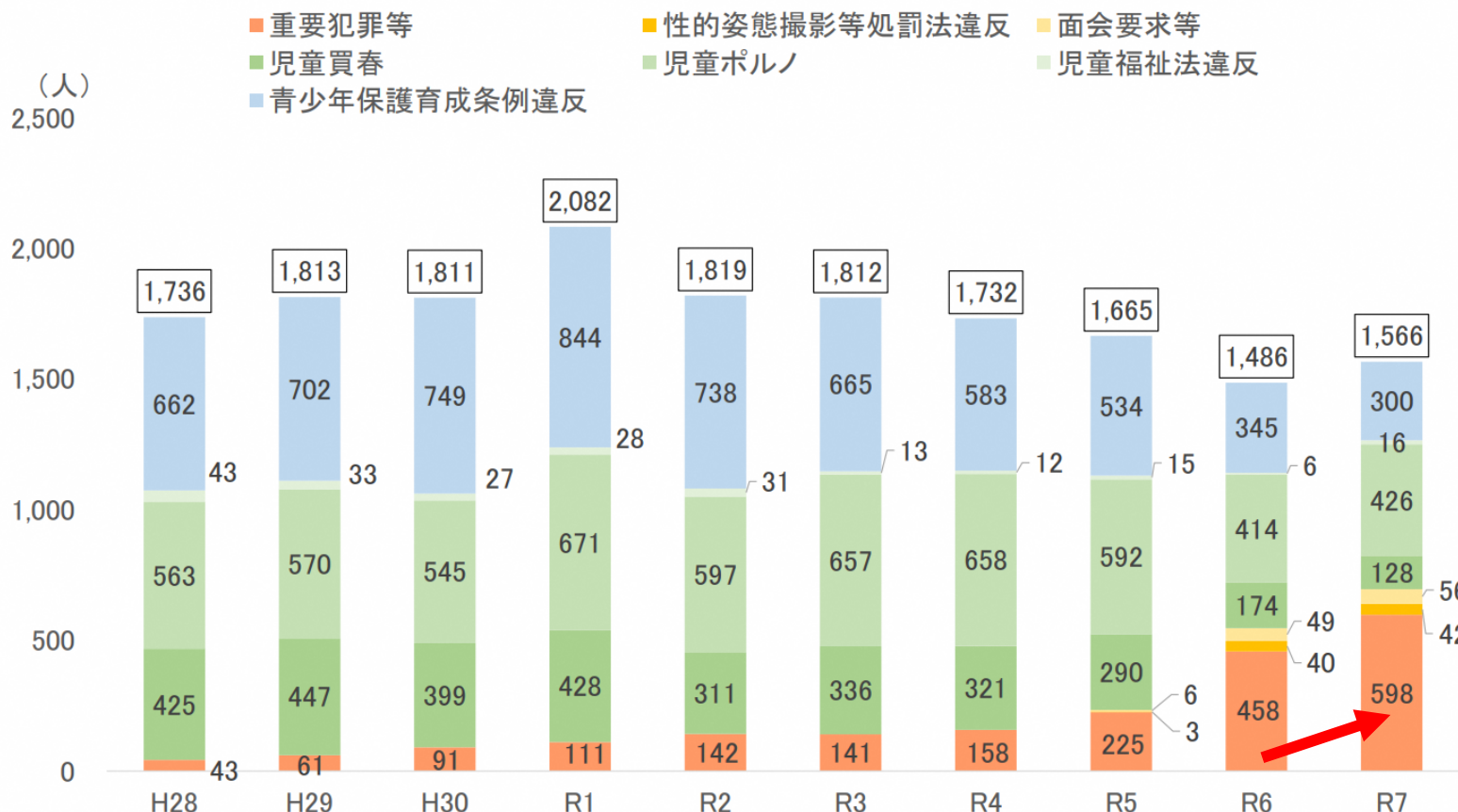
※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない。
 ※ 件数は、被疑者の行為数によるところ、刑法第54条第1項前段(観念的競合)に該当し、刑法犯と特別法犯が競合する場合は各別に計上

令和7年における児童買春事犯等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつが3年連続で増加。
 総数も微増し、引き続き高水準で推移

警察庁ホームページより https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/

※警察庁資料において「子供」、「児童」とは18歳未満の者をいう。

2-5.【SNSに起因する事犯】 罪種別の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

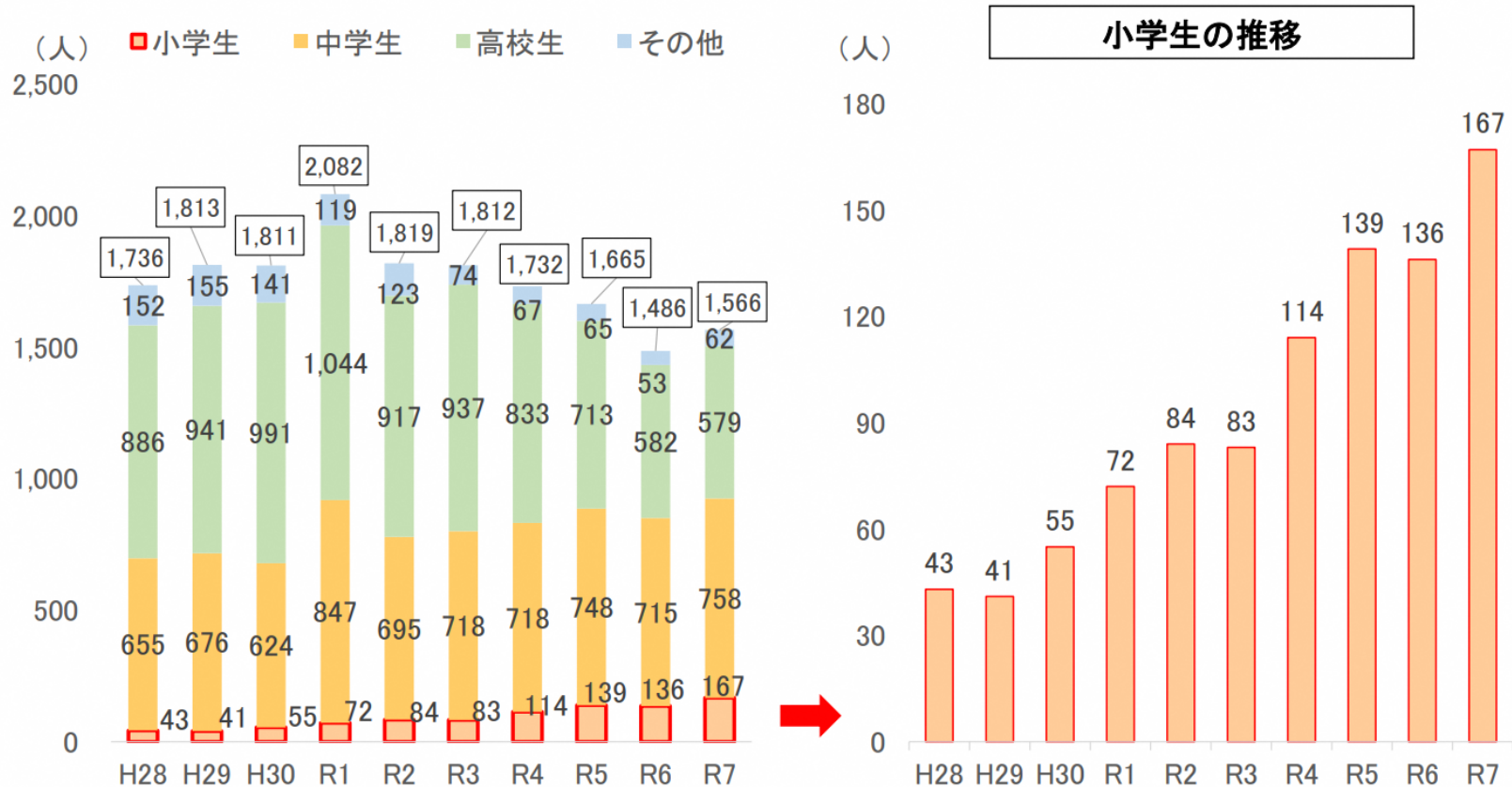
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪（面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加）

※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

罪種別では、児童買春及び青少年保護育成条例違反が減少傾向にある一方、重要犯罪等が増加傾向

2-4.【SNSに起因する事犯】学職別被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

令和7年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、依然として高水準で推移。小学生については、前年より約2割増加し、過去10年で最多

目次

1. 子供（児童）をめぐる性犯罪・性暴力の現状
2. 「**生命（いのち）の安全教育**」の概要
3. 普及展開事業について

「生命（いのち）の安全教育」について

教材作成に至る経緯

◆平成29(2017)年7月 性犯罪に関する刑法改正が施行。3年後の見直しに向けた検討の中で、子どもへの教育・啓発等の必要性についての議論があった。

◆「性犯罪・性暴力対策強化の方針」（令和2(2020)年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に、教育・啓発の強化等の総合的な対策の一つとして「生命（いのち）の安全教育」が盛り込まれた。

○子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要。

○生命の尊さを学び生命を大切にせる教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進。加えて、以下の取組を推進。

- ◆幼児期・低学年「水着で隠れる部分」は、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人に触らないことの指導
- ◆高学年・中学校 SNS等で知り合った人に会うことなどの危険や被害に遭った場合の対応
- ◆中学校・高校 いわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先
- ◆高校・大学 レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題や、被害に遭った場合の対応、相談窓口の周知

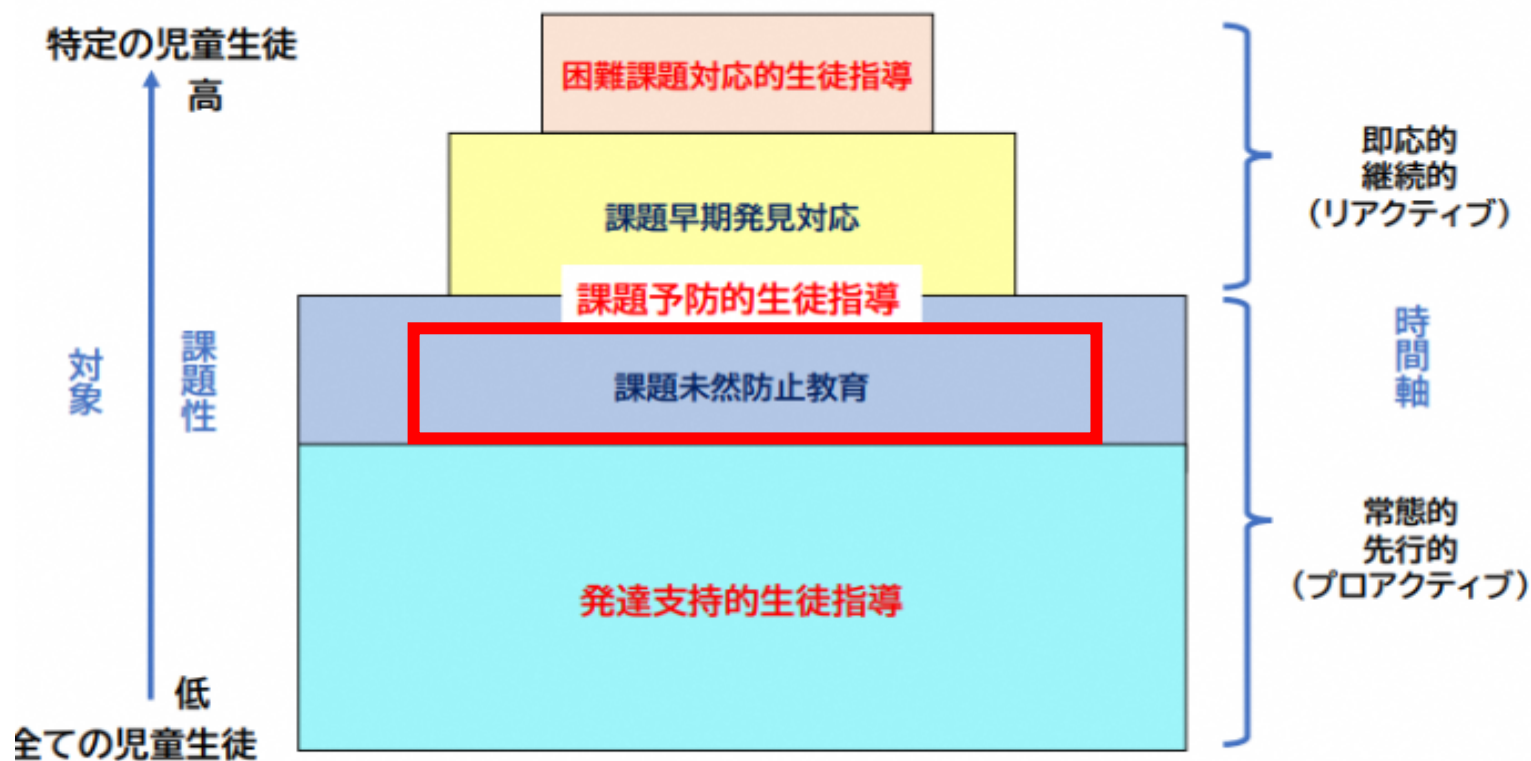
○工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、手引書等を関係府省で早急に作成・改訂。文部科学省から教育委員会や高等教育機関等への周知。地域の実情に応じた段階的な教育の現場への取り入れ。教職員を含む関係者への研修の実施



◆内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成し、令和3(2021)年4月に公表した。

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造 ※図19を一部修正・補足



課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、**全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命(いのち)の安全教育」を実施します。**

※「生徒指導提要」とは、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として文部科学省が作成したものです。

第Ⅱ部 12.3.1「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

- ・ 「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、安全で安心な学校環境をつくることも不可欠とし、「生命（いのち）の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。
- ・ 児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命（いのち）の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。

表3 「生命（いのち）の安全教育」の各段階におけるねらい

段 階	ね ら い
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。
小学校 (低・中学年)	自分と相手の体を大切にできる態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
小学校 (高学年)	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

第3次学校安全の推進に関する計画（令和4(2022)年3月25日 閣議決定）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

「3. 学校における安全に関する教育の充実」

（5）現代的課題への対応

～略～

学校安全の3領域に関する従来の学習内容に加えて、児童生徒等が被害に遭うSNSに起因する犯罪や、性犯罪・性暴力への対策については、現代的な課題として、安全教育の中で柔軟に扱うことも重要である。

特に、性犯罪・性暴力対策については、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、児童生徒等が巻き込まれる性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組等を推進しているところであるが、さらに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の成立により、国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等その他の関係者において、児童生徒等に対する啓発を含め、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施することが定められた。これらの趣旨も踏まえ、国は、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「**生命（いのち）の安全教育の一層の推進を図る**」こととする。その際、特別支援学校等については、児童生徒等の個々の障害の特性や程度等に応じ、適切な対応を図る。

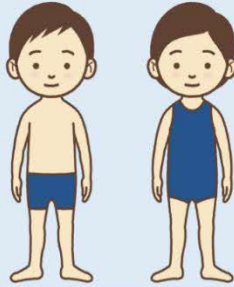
こうした現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画については、各学校において、**関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付けることを推奨**し、児童生徒等に必要な知識等を身に付けさせる。

～略～

令和3(2021)年4月、「生命(いのち)の安全教育」の教材・指導の手引きを公表、 令和8(2026)年3月に拡充・改訂

幼

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



くち・かお も だいじだよ

じぶんだけが みたり
さわったりしていいとこ
ろなんだ

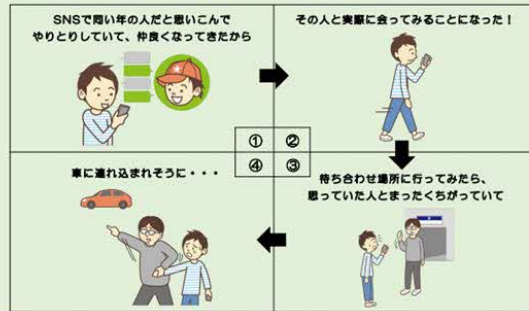


プライベートゾーン

小

こんなとき、どうする？

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいい人なのかな？



距離感(境界線) 「同意」の基本

インターネットやSNSを使う時の注意点

中

性暴力の例【デートDV】

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間に起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか？

- 相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現
- 能力があれば暴力は許される
- 男は強引なほうがいい女は無断にされたがうもの

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

性的同意 性暴力 デートDV

高

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

相手を大切に

暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると...

自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない

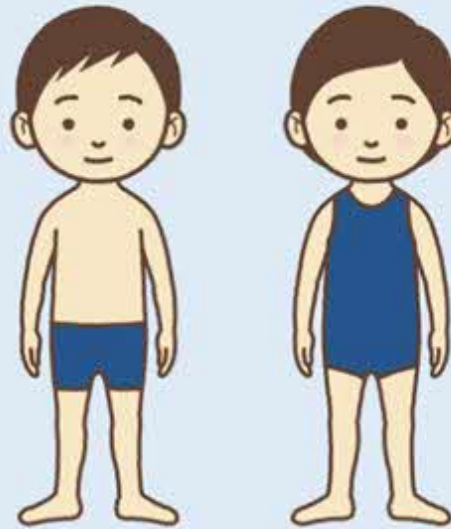
誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで信頼できる人に相談しましょう



セクシュアルハラスメント 二次被害

幼児期における指導内容

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



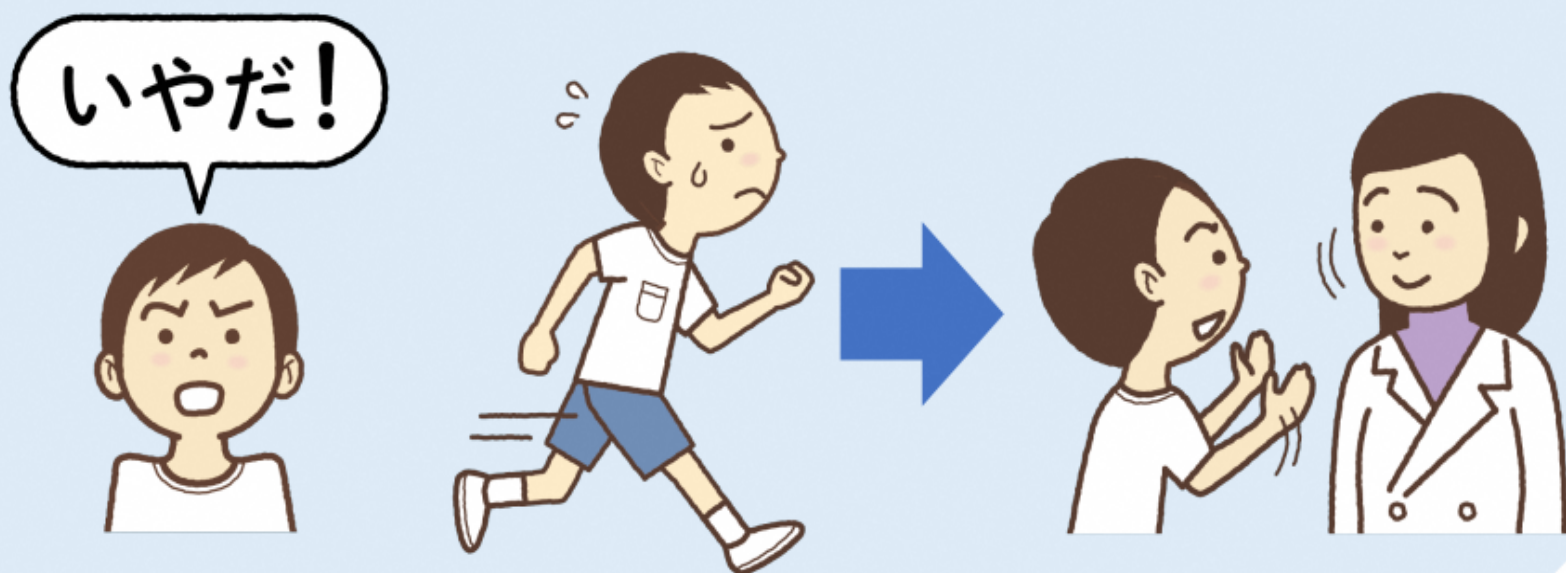
くち・かお も だいじだよ

じぶんだけが みたい
さわったりしていいと
ころなんだ



- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・いやな気持ちになったときの対応方法

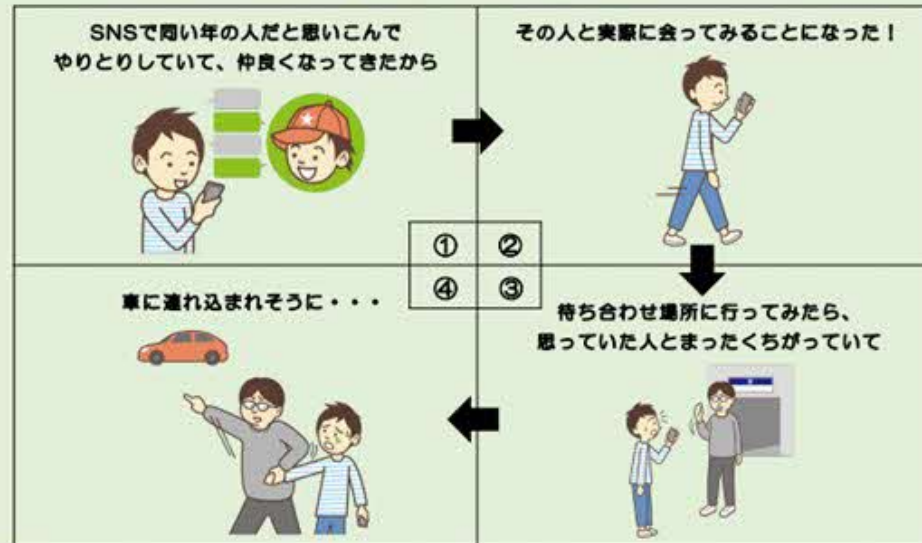
じぶんだけのだいじなところを
さわられていやなきもちになったら、
「いやだ！」といおう。にげよう。
あんしんできるおとなにおはなししよう。



小学校における指導内容

こんなとき、どうする？

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいしていい人なのかな？



- ・他の人の体も大切。見たり触ったりしない
- ・手をつなぎたいと思ったら、相手にきいてみる
- ・嫌な気持ちになった時の対応方法
- ・インターネットやSNSを使うときに気を付けること

等

きょうり感(境界線)って 何だろう？

体のきょうり感

自分の体は自分のものだから、
自分とほかの人とのきょうりは
自分で決めていい



心のきょうり感

自分の気持ちや考え方は自分
のものだから、どんな気持ち
をもって、どんな考え方をす
るのかは自分で決めていい

行きたくないな…

絶対来て！



中学校における指導内容

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力



精神的暴力



性的暴力



経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていませんか？

相手を独占したり、束縛し続けることが愛情表現

愛があれば暴力は許される

男は強引（なまう）がいい
女は素直にしがつもの

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

- ・自分と相手を守る「距離感（境界線）」について
- ・性的同意の明確な理解
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNS等を通じた被害等の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応（法律、相談）等

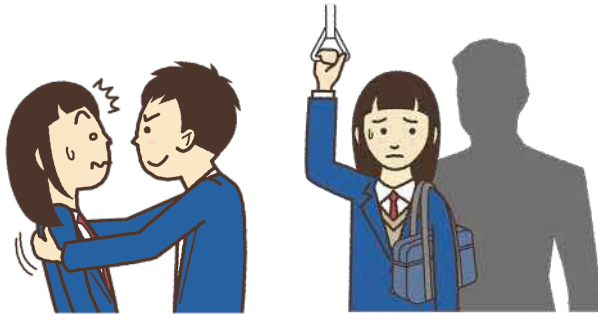
性暴力とは？

性暴力とは、あなたが望まない性的な行為のことです。
相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。

あなたの「同意」なく、相手が性の境界線を越えることはすべて「性暴力」

- 相手がいやがっているのに、性的な言葉を言ったり、体を触ったり、見せつける、性的な画像などを見せるなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力です。
- 体に触る暴力だけが性暴力ではありません。
- 年齢・性別にかかわらず被害にあいます。

体に触る性暴力



体に触らない性暴力



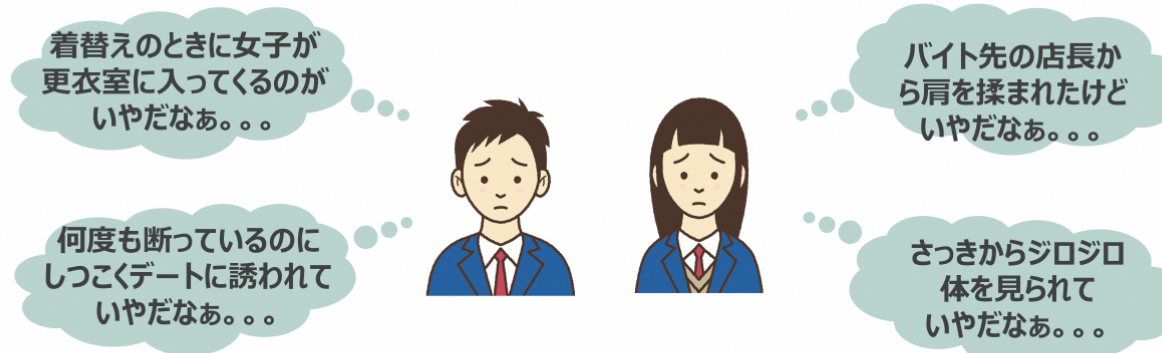
- 悪いのは加害者です。
- 被害にあった人は悪くありません。
- どんな理由があっても性暴力は決して許されません。

高等学校における指導内容

性暴力の例【セクシュアルハラスメント】

セクシュアルハラスメントとは、性的な発言や行為によって、相手を不快な気持ちにさせたり、相手を傷つけることをいいます。

どんなことがセクシュアルハラスメントになるの？



- 発言や行為をした本人にはそのような意図がなくても、相手が不快に感じればセクシュアルハラスメントになります。
- 異性間だけでなく同性間でも起こります。

- ・自分と相手を守る「距離感（境界線）」について
- ・性的同意の明確な理解
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNS等を通じた被害、セクシュアルハラスメント等の例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応（法律、相談） 等

考えてみよう

高校生のAさんは、身に覚えのない自分の画像が拡散されていることを知らされました。

Aさんは、友人から「Aさんの画像が拡散されていて、大変なことになっている」と友人から教えてもらいました。

みんながアクセスするSNSを見ると、顔は確かに自分だけど、一切服を身につけていない画像がアップされていました。

同級生が、制服姿のAさんを盗撮し、生成AIを使って裸の画像を作成したものを拡散したことがわかりました。

なかには心無い噂を広げる人たちもいて、学校に通うのが辛くなっています。

令和8（2026）年3月の改訂箇所について

- 「生命（いのち）の安全教育」教材の拡充・改訂オンライン説明会
（令和8（2026）年3月31日～オンデマンド配信）



「生命（いのち）の安全教育」について

- ◆ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きを作成・公表。
- ◆ 令和8年3月には、令和5年の刑法改正による「不同意性交等罪」の創設等の社会情勢の変化等を踏まえて教材・指導の手引きの拡充・改訂を行うなど、全国の学校等での実施に向けた普及展開を推進。

生命（いのち）の安全教育教材・指導の手引きについて

【目標】 生命（いのち）の尊さや、性犯罪・性暴力の根底にある誤った認識や行動、性犯罪・性暴力が及ぼす影響といった性犯罪・性暴力の防止・対処に関する知識やスキル、一人一人の人権を尊重する態度等を身に付け、各段階等に応じて適切に対処できるようにする。

各段階における学習内容

【幼児期】

- ・自分の体は自分だけのもので、とても大事なもの
- ・水着で隠れるところは見せたり触らせたりしない
- ・嫌な触られ方をした場合の対応（嫌だと言う など）等



【小学校低・中学年】

- ・他の人の体も大切。見たり触ったりしない
- ・手をつなぎたいと思ったら、相手にきいてみる
- ・自分の体のことを決められるのは自分だけ 等



【小学校高学年】

- ・人との距離感（境界線）の理解
- ・同意を確認しない行為・性的な暴力
- ・インターネットやSNSでの性暴力 等



【中学校・高等学校】

- ・性的同意の明確な理解
- ・性暴力の例（デートDV、SNS被害、痴漢）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応（法律、相談）等
- ・（高校）セクハラ、二次被害



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施

【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態、身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



活用促進の取組

- ◆ 「性犯罪・性暴力防止のための教育」の実施率は全国で45.3%。うち、「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用しているのは32.8%であり、更なる普及啓発が必要。（R5(2023)時点 文科省調べ）
- ◆ 文部科学省では、活用促進に向けて、動画教材や研修用動画、指導例動画の作成等のコンテンツの充実や、生徒指導提要への位置づけ、学校等で「生命（いのち）の安全教育」講座の実施を支援する普及展開事業（予算事業）等の取組を推進。

「生命(いのち)の安全教育」教材及び指導の手引き等の拡充・改訂について

1 各段階に共通する拡充・改訂内容

指導の手引き

■趣旨

○刑法改正

性犯罪に関する刑法改正による「不同意性交等罪」等が創設され、同意しない状況でのわいせつ行為等が「不同意性交等罪」等として処罰されることを追記

○身近な者からの性暴力

家族や学校関係者、友人等の身近な者からの性暴力が年齢・性別に関わりなく起きていることを追記

■留意事項

○教材の使用について

各学校等の状況に応じて、教材の改変や複数回に分けての実施も可能であることを明記

○生徒指導提要における位置づけ

全ての児童生徒が性犯罪等に適切な行動がとれる力を身につけるよう、「生命(いのち)の安全教育」の実施が求められていることを追記

■留意事項（続き）

○性被害にあった児童生徒等／経験を有する教員への配慮

性被害にあった児童生徒や教員等がいる可能性を考慮し、配慮することを記載

きょうのじゅぎょうの
ちゅういてん

- きぶんがわるくなったら、いつでも
てをあげてください。
- じゅぎょうではなしたくないときは
わりにはなさなくても
だいじょうぶです。

授業の注意点

- 気分が悪くなったら、いつでも 教室を出て別室に
移動して大丈夫です。
- 授業で話したくないときは、無理に話す必要はありません。
- 周りの生徒にも、無理に聞きだそうとしないように
気をつけましょう。

○保護者への対応

保護者への理解促進、事前説明の必要性、家庭との連携の必要性を明記

○教職員研修の実施

全ての教職員の研修への参加の必要性や、外部講師を活用する際の留意点等を明記

2 各学校段階の拡充・改訂内容

指導の手引き

■幼児期

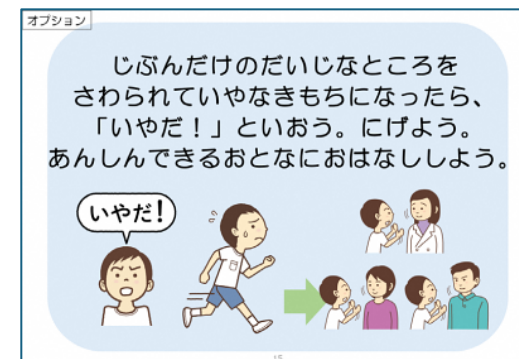
- 自分の体は自分だけのものであるため、自分の体に他者が触れることは自分で決めることができるという気持ちを育む
- 嫌な触られ方をした時の対処法について考えさせ、嫌な時は「いやだ」というなど対応を確認
- 安全を守ってくれる大人がたくさんいることを補足

■小学校低中学年

- 性的同意の前段階となる「同意」を身につけることについて指導

スライド教材（拡充例）

■幼児期



■小学校低・中学年



指導の手引き

○心と体には距離感(境界線)がある
という認識を身に付け、「同意」
なく距離感を詰める(境界線を越える)
性的な行為は全て「性暴力」である
ことを理解

- インターネットやSNS等を介した性暴力被害「デジタル性暴力」を未然に防ぐため、事例を通して安全にインターネットを利用することについて理解

- 相談の仕方がわからない児童・生徒が多く、不安に思っているケースがあることから、相談するにあたってのヒントとして、具体的な方法を例示。

■小学校高学年

キュアタイム
Cure time

SPS処理
チャット
メール

2 各学校段階の拡充・改訂内容

指導の手引き

■中学校・高等学校

- 性暴力が性に対する誤った思い込みにより引き起こされることが多いことや、対等な関係性がない中で引き起こされていること
- 性的ディープフェイクについて、本人が何もしなくても、被害者になってしまうこと、加害側の視点から画像加工やSNS等での拡散が犯罪につながる可能性があること
- 性的グルーミングとは加害者が信頼関係を装って心理的支配の下に行われる性暴力であること
- 法律について、味方になってくれる法律があり、加害の場合を除き、生徒に罰を与えるものではないこと

■その他

- 大学・一般用の啓発資料に加え、教職課程に在籍する学生を対象とした啓発パンフレットを作成

スライド教材（拡充例）

■中学校・高等学校

「性的同意」とは？

「性的同意」とは、性的な行為に関して、相手の同意を確認すること。

- ◎自分も相手お互いに同意している
いつでも「いやだ」と言える
「何も言わない」ことは「同意」ではない
一度同意しても途中で取り消してできる
一つのことへの同意が、他のことの同意にはならない
- ◎相手とは対等な対話ができる
- ◎薬物やアルコールなどの影響がないこと

性的ディープフェイクの危険性 事例

考えてみよう

中学生のAさんは、身に覚えのない自分の画像が拡散されていることを知らされました。

Aさんは、友人から「Aさんの画像が拡散されていて、大変なことになっている」と友人から教えてもらいました。

みんながアクセスするSNSを見ると、顔は確かに自分だけ、一切服を身につけていない画像がアップされていました。

同級生が、制服姿のAさんを盗撮し、生成AIを使って裸の画像を作成したものを拡散したことがわかりました。

なかには心無い噂を広げる人たちもいて、学校に通うのが辛くなっています。

あなたの味方になってくれる法律があります

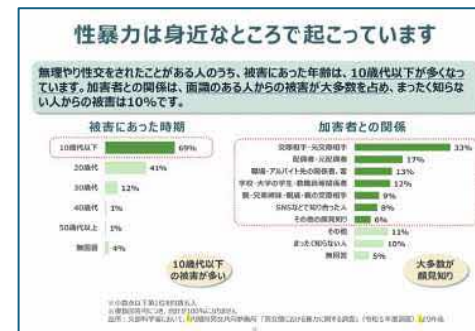
これらの行為は犯罪です。
このような行為をした人は罪に問われます。
もしもこんなことをされたら相談してください。
されたあなたが罰を受けることはありません。

刑法「面会要求等罪」
性的行為を目的に面会要求

刑法「不同意わいせつ罪、不同意性交等罪」
性的同意をしない行為

性的盗撮撮影等処罰法「撮影罪」
ひとりで下着姿（着替えしている様子）などを撮影

性的盗撮撮影等処罰法「提供罪」
性的画像を撮影し、それをネット上にアップ



性暴力はどうして起こるの？

性暴力は、「性的グルーミング」によっても起こります。

性的グルーミングとは？

少しずつ距離を縮めて安心させてから、性加害を行うことを性的グルーミングといいます。
立場の違いを利用する場合もあります。

↓

- 2人だけの秘密にするように口止めする
- いつも2人きりになりたがる
- みんな経験していることだから大丈夫という
- 他人に知られたら大変なことになるという 等

■ 「生命（いのち）の安全教育」に関する主な資料

授業実践を行う際に、役立つ様々なツール（教材、指導の手引き、動画教材、実践事例集等）を掲載

生命（いのち）の安全教育ポータルサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



<掲載情報>

- 教材、指導の手引き
- 指導例動画・動画教材
- 生命（いのち）の安全教育の概要資料
- 保護者向け周知資料
- 保護者への案内ひな形
- 調査研究報告書
- 教員向け研修動画（NITS） など



文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



<掲載情報>

- 性犯罪・性暴力対策強化の方針
- 生命（いのち）の安全教育の概要資料
- モデル事業・普及展開事業の実績
- 実践事例集
- ワンストップ支援センター情報
- 関係法令 など



ご注意ください！

「生命（いのち）の安全教育」の改訂版の教材及び指導の手引きは、動画教材などの準備ができましたら、ポータルサイトに掲載します。

それまでは、**文部科学省のホームページ**からご利用ください。

文部科学省のホームページ（該当ページ）リンク先

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



文部科学省トップページ＞教育＞性犯罪・性暴力対策

The screenshot shows the MEXT website with the 'Education' section highlighted. The 'Education Category Overview' section lists various categories, with 'Sexual Offense and Sexual Violence Countermeasures' (性犯罪・性暴力対策) circled in red. The 'Sexual Offense and Sexual Violence Countermeasures' page is also visible, featuring a banner for 'Sexual Offense and Sexual Violence Countermeasures Strengthening' (性犯罪・性暴力対策の強化について) and a QR code for 'Cure time+' (Cure time+).

教材は、学校や地域の実情に合わせ、加除改変して使用可能。